

公益社団法人自動車技術会 理事職務権限規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）定款第22条の規定に基づき、本会の理事の職務及び権限に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令並びに本会の定款及び規則を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める目的を達成するため、事業の遂行に寄与しなければならない。

第2章 職務

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令並びに本会の定款及び規則で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事は、本会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(会長)

第4条 会長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として本会を代表し、その業務を執行する
- (2) 理事会及びだいじん会を招集し、議長としてこれを主宰する
- (3) 事務局職員の採用、給与制度、人事制度に関すること
- (4) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する

(副会長)

第5条 副会長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会が予め決定した順序によって会長の業務執行に係わる職務を代行する
- (2) 本会の業務を分掌し、執行する
- (3) 支部担当理事会及び担当理事会を招集し、議長としてこれを主宰する
- (4) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する

(会務担当理事)

第6条 会務担当理事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 本会の業務を分掌し、執行する
 - (2) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する
- (常務理事)

第7条 常務理事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 事務局を統轄する。ただし、第4条第1項第3号に関する事項を除く
 - (2) 会長、副会長及び会務担当理事を補佐し、本会の業務を分掌し執行する
 - (3) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する
- (代行順序の決定)

第8条 第5条第1項第1号に定める代行の順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第3章 分掌

(支部及び専門組織)

第9条 会長、副会長、会務担当理事及び常務理事は、公益社団法人自動車技術会組織運営規則（以下、「組織運営規則」という。）第2条支部及び第9条から第13条の専門組織を別表1のとおり分掌する。

2 副会長又は同一職務の会務担当理事が複数選任されている場合は、副会長又は同一職務の会務担当理事間の協議により、分掌する主たる副会長又は会務担当理事を決めなければならない。

(諮問機関)

第10条 会長は、組織運営規則第14条により諮問機関等を設置した場合は、当該機関を分掌する者を役員の中から選任しなければならない。

2 前項の選任にあたっては、就任期間を決めなければならない。

(業務の執行)

第11条 会長、副会長、会務担当理事及び常務理事は、本会の規則に基づく業務の執行を別表2のとおり分掌する。

2 会長、副会長、会務担当理事及び常務理事は、本会の運営方針、業務形態の変更、法改正並びに社会情勢の変化により、別表2により分掌する規則が業務の遂行に適合しなくなったと判断した場合は、その改廃について提案しなければならない。

(事務局)

第12条 常務理事は、組織運営規則第15条事務局を統轄する。

2 前項の定めにかかわらず、支部担当理事は、組織運営規則第15条第2号支部事務局の業務執行に関する指示及び監督を行うものとする。

第4章 決裁権

(決裁権者)

第13条 会長、副会長、会務担当理事及び常務理事の決裁権は、本会の規則に定めるほか、別表3による。

2 本会の規則に定められておらず、別表3にも掲載されていない事項は、会長が決裁権者を決定する。

3 常務理事の決裁権限のうち、比較的軽微なものについては、処理基準の定めにより、事務局長へ委任することができる。

第3章 補則

(処理基準)

第14条 この規則の運用に必要な細則については、運営企画会議において処理基準を定めることができる。

(改廃)

第15条 この規則の改廃については、理事会の議決を経なければならない。

附則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。(2011年4月1日登記)

別表 1 (理事職務権限規則第 9 条 : 支部及び専門組織)

専門組織等	会長	副会長	会務担当理事										常務理事			
			北海道支部	東北支部	関東支部	中部支部	関西支部	九州支部	総務	会計	技術	規格		編集	国際	
北海道支部			○													
東北支部				○												
関東支部					○											
中部支部						○										
関西支部							○									
九州支部								○								
理事会	○															
支部担当理事会		○														
担当理事会		○														
だいじん会	○															
運営企画会議									○							
運営企画会議・総務委員会									○							
運営企画会議・財務委員会										○						
運営企画会議・国際委員会															○	
技術会議											○					
教育会議									○							
編集会議												○				
規格会議	○											○				
表彰会議		○														
全日本学生フォーミュラ会議									○							
展示会企画会議									○							
共同研究センター									○							
本部事務局																○
支部事務局			○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1							○ ※ 2

※ 1 業務執行に関する指示及び監督

※ 2 統轄

別表 2 1/2 (理事職務権限規則第11条：業務の執行)

規則類名称 太枠：追加したもの 消し線：中止又は他規則への吸収	会長	副会長	会務担当理事 ◎：主たる分掌者 ○：副たる分掌者											常務理事			
			北海道支部	東北支部	関東支部	中部支部	関西支部	九州支部	総務	会計	技術	規格	編集		国際		
			組 織														
100100 定 款	◎																
100200 倫理規定		◎															
100300 会員規則											◎						
100400 入会金及び会費徴収規則											◎						
100500 名誉会員規則											◎						
100600 永年継続会員規則											◎						
100700 代議員規則											◎						
100800 代議員選挙規則											◎						
100900 役員選任規則											◎						
101000 組織運営規則											◎						
専門組織等																	
200100 運営企画会議組織規則											◎						
200200 技術会議組織規則												◎					
200300 編集会議組織規則														◎			
200400 規格会議組織規則													◎				
200500 表彰会議組織規則		◎															
200600 教育会議組織規則											◎						
200700 学生自動車研究会規則											◎						
200800 共同研究センター規則											◎						
200900 展示会企画会議組織規則											◎						
201000 全日本学生フォーミュラ会議組織規則											◎						
運 営																	
300100 支部運営規則			○	○	○	○	○	○	○	◎							
300200 理事職務権限規則										◎							
300300 監事監査規則										◎							
300400 総会運営規則										◎							
300500 理事会運営規則										◎							
300600 委員会主催シンポジウム運営規則									○		◎	○	○				
300700 国際会議開催規則											○				◎		
300800 大会運営規則										◎	○						
300900 シンポジウム運営規則											◎						
301000 全日本学生フォーミュラ大会運営規則										◎							
301100 キッズエンジニア運営規則										◎							
301200 展示会運営規則										◎							
301300 事務局組織・運営規則																	◎
301400 決裁規則										◎							
301500 経理規則											◎						
301600 寄付金規則											◎						
301700 著作権規則														◎			
301800 個人情報保護規則										◎							
301900 情報公開規則										◎							
302000 公印管理規則										◎							
302100 発注規則										◎							
302200 委員等国内旅費規則										◎							
302300 謝金規則										◎							

別表3 (理事職務権限規則第13条：決裁権者)

項 目	決裁権者		
	会長	会務担当理事 ※3	常務理事
事業計画及び予算の案の作成に関する事	○		
事業報告及び決算の案の作成に関する事	○		
資金運用に関する事		会計	
基本契約書※1)の締結に関する事			○
個別契約書※2)の締結に関する事			○
受託事業又は補助金事業の申請に関する事			○
受託契約書又は委託契約書に関する事		○	
規則に基づく支出に関する事			○
規則に基づく支出以外の支出に関する事(事業計画外又は予算未計上のもの)		○	
規則に基づく支出以外の支出に関する事(事業計画・予算に計上済のもの)			○
渉外に関する事(協力関係促進に関する覚書の締結)	○		
渉外に関する事(連携事業に関する覚書の締結)		○	
広告の掲載及び料金に関する事			○
外部に対する文書発信(協力要請)		○	
外部に対する文書発信(案内文、通知文)			○
事務局職員の採用に関する事	○		
事務局職員の人事制度及び給与制度に関する事	○		
事務局職員の教育・研修に関する事			○
事務所の設置場所に関する事	○		
事務所の設備に関する事		総務	

※1) 業者との取引に際して、支払方法等に関する基本的事項の取り決め

※2) 価格等、業者との具体的取引内容に関する取り決め

※3) ○印については、決裁対象の事業を分掌する会務担当理事とする